

様式第 1 号（第 2 条関係）
個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	久喜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道部上下水道経営課料金係	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の賦課徴収業務を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 郵便番号、3 住所、4 電話番号、5 検針日、6 メーター口径、7 メーター検満年月日、8 メーター位置、9 用途、10 世帯数、11 下水道使用料等の有無、12 業種、13 料金の納入方法、14 口座番号、15 預金種目、16 メーター指針、17 使用水量、18 調定状況、19 水道料金、20 下水道使用料、21 農業集落排水使用料、22 収納額、23 収納年月日、24 領収年月日、25 建物の所有者、26 メーター番号、27 開閉栓区分、28 開閉栓年月日、29 口座名義人、30 金融機関名、31 排水人数、32 給水装置施工者、33 排水設備施工者	
記録範囲	給水申請及び公共下水道、農業集落排水処理施設の使用開始申請を行った者	
記録情報の収集方法	検針及び収納業務並びに本人の届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所庶務課付公文書館 久喜市菖蒲行政センター総務・人権係 久喜市栗橋行政センター総務・人権係 久喜市鷺宮行政センター総務・人権係 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1 〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1 〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	独自システム	